

飲料用自動販売機設置事業者募集要項

白子町が行う飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

別表1「公募物件一覧」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は事業を営んでいる個人に限り応募することができます。

(1) 次の から までのいずれにも該当しない者であること。

成年被後見人

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

破産者で復権を得ない者

(2) 次の から までのいずれにも該当しない者(から までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

白子町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

白子町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

落札者が白子町と契約を締結すること又は白子町との契約者が契約を履行することを妨げた者

地方自治法(昭和22年法律第67号(以下「法」という。))第234条の2第1項の規定により白子町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

正当な理由がなくて白子町との契約を履行しなかった者

前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

白子町の指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けている者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4

号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6) 国税、県税及び町税等の滞納がないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

使用許可の期間

使用許可の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 9 ヶ月とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと白子町が判断した場合は、令和 5 年 4 月 1 日以降は許可期間を 1 年間とし、引き続き使用許可をすることができます(延長は 4 回までとします)。

使用料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

ただし、令和 4 年度使用料については、白子町使用料条例(昭和 45 年条例第 29 号)第 2 条により月割計算した額の 9 ヶ月分を白子町の発行する納入通知書により白子町の指定する期限までに全額納入してください。

販売手数料

販売手数料は徴収しません。

自動販売機の大きさ等

設置する自動販売機は、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいもので、その大きさは、別表 1 公募物件一覧に設置可能寸法を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、光熱水費等は、子メーター設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。

使用許可期間中に 2 - (3) にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、白子町の指示に従うこと。

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダーなど)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消

灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。

販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）の缶又はペットボトルなど密閉式容器入りとし、標準小売価格の10円引き以下の価格で販売すること。

酒類の販売は行わないこと。

（3）維持管理責任

商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に配慮して設置すること。

自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（4）使用許可の取消及び変更

町が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

（5）自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3ヶ月前までに白子町に書面により通知してください。

（6）売上報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況を4月から6ヶ月毎に集計し、半期最終月の翌月15日までに売上報告書（様式1）を企画財政課へ提出してください。

（7）原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を白子町に請求することができません。

4 募集要項等の取得方法

本町ホームページからダウンロードしてください。

5 質問書の受付期間

（1）令和4年5月18日（水）～令和4年5月27日（金）

受付期間内に、白子町企画財政課へFAXでご提出ください。

白子町企画財政課 FAX0475-33-4132

質問の回答は、令和4年5月30日（月）にホームページにて回答します。

6 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和4年5月18日(水)～令和4年6月3日(金)

(2) 申込受付場所

白子町関5074-2

白子町役場企画財政課

(3) 申込みに必要な書類(各1部)

応募申込書(白子町所定様式)

応募申込書は、封筒に入れ密閉し、割印をして下さい。

誓約書(白子町所定様式)

証明書類(発行日から3ヶ月以内のもの)

【法人の場合】 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書

【個人の場合】 住民票、印鑑証明書

2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ)

複数の物件に応募する場合は、～は1部で可とします。

(4) 申込書提出方法

白子町企画財政課へ提出(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)または郵送(簡易書留)

7 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、白子町が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値等は、審査の対象としません。

(3) 最高価格の応募が2人以上ある場合は、くじにより設置事業者を決定します。

くじは、白子町が指定した者(価格審査に関係のない本町職員)が引きます。

(4) 応募申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

設置する自動販売機1台につき12,000円を下回る価格によるもの。

応募参加資格がない者が応募申込みしたもの。

指定の日時までに応募しなかったもの。

応募資格者の記名がないもの。

本町が交付した応募申込書を用いないで応募したもの。

応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

応募申込書の記載を訂正、削除、挿入等したもの。

応募申込みに関し不正な行為を行った者がしたもの。

その他応募申込みに関する条件に違反したものの。

(5) 設置事業者の決定及び公表

設置事業者の決定は令和4年6月6日(月)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、白子町ホームページに決定業者名及び個人名・決定金額を掲載します。

8 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、令和4年6月24日(金)までに、行政財産使用許可申請書を企画財政課へ提出して下さい。使用許可日は、令和4年7月1日(金)となります。

《行政財産使用許可申請提出書類》

行政財産使用許可申請書(白子町指定様式)

設置場所の図面

設置する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)

9 設置事業者の決定の取消し、設置辞退

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

設置事業者が応募者の資格を失った場合

白子町の指定する様式で期限までに使用料が納入されなかった場合

(2) 設置事業者が設置辞退をする場合は、辞退する月の3ヶ月前に連絡しなければならない。

(3) 設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、または決定の取消があったとき、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要する場合、当該設置事業者の次に高い評価を得た者を設置予定事業者とすることができるものとし、使用料は次に高い評価を得た者が公募で提示していた額とします。

(4) 設置辞退または取消があった場合、既納の使用料は還付しません。

10 その他

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

(2) 設置事業者に決定した者は、令和4年7月1日(金)から令和4年7月8日(金)までに、自動販売機の設置を完了してください。

(募集に関する問い合わせ先)

白子町企画財政課

白子町関5074-2

電話 0475-33-2180(直通)

F A X 0475-33-4132